

本仕様書は、千葉県が委託する適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後に協議の上、千葉県が作成する。

適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業業務委託 仕様書

1 件名

適切な価格転嫁の推進に向けた支援事業

2 業務目的

物価高騰や人手不足に加え、米国の関税措置により将来的な不安を抱えている中小企業等において、持続的な賃上げや経営の安定化等を実現するためには、人件費や資材価格の高騰などのコスト増を適切に取引価格へ転嫁できる環境づくりや機運醸成が重要であることから、中小企業等に対して伴走型支援等を行うことにより、適切な価格転嫁の推進を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

(1) 企業データの購入

ア 業務内容

以下の情報を含む県内企業（※）のデータを購入すること。

※主たる事業所が千葉県内に所在する企業とする。

商号
郵便番号
所在地
電話番号
資本金
従業員数
決算年月
売上高（2期分以上）
当期純利益（2期分以上）
仕入先の名称
販売先の名称

イ 購入対象企業数

5万社程度

ウ 購入時期

契約締結後、速やかに購入すること。

エ その他

購入したデータは、契約満了後に適切に破棄すること。

(2) 価格転嫁の現状に関するアンケート資料等の作成・発送

県内企業の価格転嫁に関する現状を把握するため、アンケートを作成するとともに、県内企業に対して発送する。

ア アンケートの作成

- ・ 県内企業の価格転嫁・交渉に関する現状等を把握するため、以下の項目を含むアンケートを作成すること。

価格転嫁率（全体及びコスト毎）
価格転嫁出来ている、または出来ていない理由
価格交渉の実施状況
パートナーシップ構築宣言の認知状況
パートナーシップ構築宣言の登録意向
専門家派遣の希望有無（本事業の案内を含む）
その他、県と協議の上定める項目

イ アンケート等の発送

① 発送先

- ・ 4（1）で購入した企業データの中から、3,000社以上を対象とすること。
- ・ 発送対象は、県と別途協議の上選定すること。その際、支援の必要性、所在地や業種のバランスなどの複数の観点で選定すること。
※送付先については、県が別途提供するパートナーシップ構築宣言登録社一覧と照合し、既に同宣言を行っている企業は原則として除外すること。

② 発送する資料

- ・ 4（2）アで作成したアンケート
- ・ 県及び国が作成している価格転嫁に関するチラシ
- ・ その他、県と協議の上定める資料

ウ アンケート結果の集計

- ・ アンケート結果を集計し、県に報告すること。

エ 実施時期

① アンケート等の発送

- ・ 4（2）イ②の資料を令和7年9月末日までに発送すること。

② アンケート結果の集計

- ・ 県内企業からの回答結果を随時集計すること。

オ その他

- ・ アンケートの回答にあたって必要なWEBフォームは、受託者が用意するか、「ちば電子申請サービス」を利用すること。
- ・ 「ちば電子申請サービス」を利用する場合は、受託者は県にアンケート項目を報告し、県が作成する。
- ・ 発送にあたって必要な用紙及び封筒は、受託者が用意すること。ただし、必要に応じて、県は受託者に対して、県が使用する封筒を提供する。

(3) 架電・専門家派遣による価格転嫁や交渉の相談支援

架電による価格転嫁の認識や取組のヒアリングを行うとともに、専門家派遣により専門ツールを用いた訪問相談や価格交渉に向けたサポートを行う。

ア 架電による価格転嫁の認識や取組のヒアリング

① 業務内容

- ・ 原則として、4(2)で実施したアンケートの内容に即して、価格転嫁に関する認識や取組等に関するヒアリングを行う。
- ・ 併せて、専門家派遣の案内及びパートナーシップ構築宣言の周知を行う。
- ・ なお、架電によりヒアリングした日時や内容等を記録すること(様式任意)。

② 架電を行う者

- ・ 本事業の趣旨を理解し、適切にヒアリングを行うことができる者。

③ 対象企業

- ・ 原則として、4(2)イ①で発送した企業全てに対して架電を行うこととするが、具体的な件数は県と協議の上決定する。
- ・ その他、県と協議の上、選定した企業。
※不通や通話拒否を除き、2,500社との通話を目標とすること。

④ 実施時期

- ・ 4(2)イのアンケート資料等発送後から遅くとも令和8年3月13日(金)まで(令和7年10月から令和7年12月頃を想定)

イ 専門家派遣により専門ツールを用いた訪問相談や価格交渉に向けたサポート

① 業務内容

- ・ 県内企業の価格転嫁の推進を図るため、埼玉県が作成・公表している価格交渉支援ツールや好事例集、その他資料の紹介等により、価格転嫁の推進に向けたサポートを行う。
- ・ 併せて、パートナーシップ構築宣言の周知を行い、必要に応じて県が行う『「パートナーシップ構築宣言」宣言文作成支援サービス』等を用いることにより、県内企業の登録サポートを行う。
※『「パートナーシップ構築宣言」宣言文作成支援サービス』

<https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/userLoginDispNon?tempSeq=44981&accessFrom=>

- ・ 県が行う『「パートナーシップ構築宣言」 宣言文作成支援サービス』について、県から申請情報の提供を受けて、宣言文（PDF）の代理作成及び送付を行う。
- ・ なお、専門家派遣時に支援した内容等を記録すること（様式任意）。

② 専門家派遣の方法

- ・ 対面またはWEBによる。

③ 派遣する専門家

- ・ 企業経営の課題解決に精通した者とする（中小企業診断士の資格を持つ者や企業に対する経営相談業務の経験がある者等）。

④ 対象企業

- ・ 4（2）イで発送したアンケートにおいて、専門家派遣を希望した企業
- ・ 4（3）アで架電した企業のうち、専門家派遣を希望した企業
- ・ その他、県と協議の上、選定した企業
※500社への訪問を目標にすること。

⑤ 実施時期

- ・ 4（2）イのアンケート等発送後から遅くとも令和8年3月13日（金）まで（令和7年12月から令和8年2月頃を想定）

⑥ その他

- ・ 令和7年12月末日までにパートナーシップ構築宣言の登録社数を3,000社とすることを目標とすること。

（4）価格転嫁に関するセミナーの開催

価格転嫁の推進及び機運醸成を図るため、セミナーを開催する。

ア 業務内容

- ・ 価格転嫁に関する解説や価格交渉術のレクチャー、パートナーシップ構築宣言の説明、個別相談等。
- ・ セミナーの内容は、県と協議の上決定する。
- ・ セミナーで使用する資料は、受託者が用意する。

イ セミナーの講師

- ・ 企業経営の課題解決に精通した者とする（中小企業診断士の資格を持つ者や企業に対する経営相談業務の経験がある者等）。

ウ セミナー開催の方法

- ・ 対面またはWEBによる。

エ 回数

- ・ 5回程度

オ 開催時期

- ・ 契約締結日から遅くとも令和8年3月13日（金）まで

カ その他

- ・ より多くの県内企業がセミナーを受講できるよう、対面開催の場合は開催地域に配慮するとともに、WEB開催の場合は県HPで動画のリンクを掲載できるよう、youtube等に動画をアップロードすること。

(5) 価格転嫁に関する好事例集の作成

価格転嫁の推進及び機運醸成を図るため、県内企業の価格転嫁に関する好事例集を作成する。

ア 業務内容

- ・ 埼玉県が作成・公表している価格交渉支援ツールの使用、適切な原価計算に基づく価格交渉の実施等により、効果的な価格転嫁を実施できた事例を収集し、好事例集を作成する。
- ・ 好事例集の形式はワード、エクセル、パワーポイント、PDFのいずれかとする。

イ 事例を収集する企業

- ・ 4(2)イで発送したアンケートにおいて、「価格転嫁できている」旨の回答があった企業
 - ・ その他、県と協議の上、選定した企業
- ※10社からの事例収集を目標とすること。

ウ 事例を収集する時期

- ・ 契約締結日から遅くとも令和8年3月13日(金)まで

5 成果物の提出

以下の成果物を提出すること。提出方法及び様式は県と協議のうえ定めるものとする。

(1) 内容

- ア 購入した企業データ
- イ 業務完了報告書(アンケート発送先、送付したアンケート等、架電先企業一覧、架電によりヒアリングした内容、専門家派遣先企業一覧、専門家派遣時に使用した資料、派遣した専門家、専門家派遣時にヒアリングした内容、パートナーシップ構築宣言の登録状況、セミナーの開催結果 等)
- ウ アンケート結果
- エ 好事例集
- オ その他県が指定するもの

(2) 提出期限

- ・ 5(1)ア: 購入後速やかに
- ・ 5(1)イ、ウ、エ、オ: 令和8年3月31日(火)

※受託者は、事業の進捗を管理し、県に対して定期的(月1回以上)に報告すること。

(3) 納入場所

千葉県商工労働部経済政策課

6 業務体制

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施計画書（目的・目標、全体スケジュール、作業体制、派遣する専門家等）及び業務従事者等届（業務責任者・スタッフの氏名、業務分担等）を作成後、県に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務実施計画書に基づき、業務全体の進捗管理を行うこと。
- (3) 会議や情報共有ツールにより、随時県と進捗や課題の確認等を行うこと。
- (4) 業務の進捗に遅れが生じそうな時は、速やかに県に報告するとともに、必要な調整を行い、対応案を作成し、県と協議のうえ改善を図ること。
- (5) 本事業の全委託期間に渡って、必要となるスキルや経験を有した要員を確保すること。
- (6) 本事業全体の指揮監督にあたる者を総括責任者として指定すること。なお、総括責任者は、受託者が雇用する正規労働者（労働契約に期間の定めのない通常労働者）である者を選任すること。
- (7) 県が受託者に対し、随時契約履行状況に関する確認を行える体制とすること。
- (8) 業務の従事者に対し、意識の向上を図るため、関係法令や個人情報の保護及び情報セキュリティなど、業務実施にあたり遵守すべき事項について、教育及び研修等を実施すること。
- (9) 委託期間中に事故等が発生した場合には、受託者の責任において対応するとともに、直ちに県に報告すること。

7 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。
- (2) 本事業で作成されたデータの著作権等の権利は、県が有する。県が貸与した資料に基づくデータの著作権・所有権等の権利は、県が有する。
- (3) 本業務のため作成し、配布する資料等の内容及びデザインは、県と協議のうえ決定すること。また、県は校正を必要回行うことができる。
- (4) 原則として、本事業の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先や再委託内容、再委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本事業で知り得た情報を適切に管理するため、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に記載する事項について遵守すること。
- (6) 本事業を通じて取得した全ての個人情報の取扱いについて、受託者は「個人情報取扱特記事項」及び「特定個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。また、本事業によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的以外に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

- (8) 関係法規を遵守し、法令の趣旨に則って業務を実施すること。
- (9) 本事業の実施に伴い、第三者に与えた損害は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。